

## NPO法人エルフェンスポーツクラブと基本協定を締結



3月7日に、ちふれASエルフェン埼玉（日本女子サッカーリーグ・プレナスなでしこリーグ2部）を運営するNPO法人エルフェンスポーツクラブと連携協力に関する基本協定を締結しました。

この協定により、市のスポーツ振興、青少年の健全育成および地域振興などについて連携協力をを行います。

**問い合わせ** 政策秘書課企画調整担当

## 災害時における燃料等の優先供給に関する協定を締結



3月15日に、埼玉県石油商業組合飯能支部日高班と「災害時における燃料等の優先供給に関する協定」を締結しました。

この協定により、災害時において災害応急対策に必要なガソリン等の燃料を市内石油販売事業者の協力を得ることにより確保し、災害応急対策の円滑な実施を図ることができます。

**問い合わせ** 管財課財産管理担当

## 平成30年度から 国民健康保険制度が変わります

持続可能な医療保険制度を構築するため、平成27年に国民健康保険（国保）をはじめとする医療保険制度について法改正がありました。

平成30年度からは、都道府県と市町村がともに国保の保険者となり、都道府県が国保の財政運営の中心的な役割を担います。市町村は引き続き、資格管理、保険給付、保険税率等の決定・賦課・徴収、保健事業等、地域におけるきめ細かい事業を担います。

### 変わること

#### 被保険者証（保険証）の様式が変わります

埼玉県も国保の保険者となるため、保険証や限度額認定証などの様式の一部が変更となります。新しい様式への変更は、一斉更新時になりますので、有効期限まではお手持ちの保険証等をそのままお使いください。

#### 資格管理が都道府県単位になります

県内の他市町村へ転居した場合でも、資格は継続します。ただし、保険証は、転居後の市町村で改めて交付します。

#### 保険税の決め方が変わります

今までは市町村が個別に保険税率等を決定していましたが、今後は、県が市町村ごとの医療費水準や所得水準を考慮した「標準保険税率」等を示し、これらを参考に市が保険税率等を決め、賦課・徴収を行います。

※平成30年度の保険税率等は、広報ひだか7月号等でお知らせする予定です。

#### 高額療養費の多数該当の通算方法が変わります

県内の他市町村へ転居した場合でも、世帯の継続性が保たれている場合は、高額療養費の該当回数が通算されるようになります。

#### 変わらないこと

皆さんの医療の受け方や、保険税の納付方法などは変わりません。また、各種申請や届け出なども、今までどおり市役所や各出張所の窓口でできます。

**問い合わせ** 健康支援課国民健康保険担当（1階③番窓口）

